



免税店の皆さまへ



経済産業省

外国人旅行者向け消費税免税制度

「リファンド方式」 移行の 準備ガイド

新制度開始日

令和 8 年

11 月 1 日

スタート！

令和 8 年 11 月 1 日から、消費税免税制度は
「リファンド方式」へ移行します。

円滑な新制度開始に向けて、
確認すべきポイントを
本ガイドにまとめました。
ぜひご活用ください。



新制度開始までの
準備がわかる



店頭での対応が
スムーズに



旅行者への案内が
しやすくなる



本ガイドを活用して、新制度開始への不安を解消し、
お客さまに安心して免税ショッピングを楽しんでいただきましょう！

本ガイドの構成

P2

新制度開始までに
確認しましょう！



新制度開始までに準備すべき 3
つのステップがチェックリスト
で確認できます。

P3

準備を具体的に
進めましょう①！



「誰に確認する？」「何を決める？」
「店頭でどう対応する？」を整理し、
実際の準備につなげましょう。

P4

準備を具体的に
進めましょう②！



購入記録情報を自店で送信する方法
もあります。返金を誰が行うかによっ
て、必要な準備を確認しましょう。



新制度の詳細や Q&A、各種資料は国税庁ホームページをご確認ください。

国税庁 リファンド方式



制度開始までに確認しましょう！

「リファンド方式」にスムーズに移行するために、次の3つのステップで準備を進めましょう。

制度のポイント



令和8年11月1日から、免税販売は「リファンド方式」へ移行します。
免税店は、税込価格で販売し、出国時に旅行者の税関確認が完了したことを確認した後に、消費税相当額を返金（リファンド）します。



店頭で
税込価格で販売



旅行者が出国（購入日
から90日以内）



出国時に税関が
旅券等を確認



確認後、免税店が
消費税相当額を返金

準備の3ステップ まずは自社の状況を確認しましょう

※既に承認送受信事業者と契約をしている場合でも、先方から万が一契約についてのアナウンスがない場合には直接、ご契約の承認送受信事業者へお問合せください。

確認事項（チェックしましょう）

なぜ必要なのか

STEP 1

承認送受信事業者の確認



- ☐ 利用中の承認送受信事業者は、リファンド方式に対応していますか？
対応状況や切替時期を確認しましょう。
- ☐ 承認送受信事業者との契約内容を確認しましたか？
契約の切替や追加対応が必要になる場合があります。
- ☐ 返金方法（送金・クレジット等）を決めていますか？
返金方法の登録や設定が必要です。

- ☒ 免税販売には、承認送受信事業者との連携が必要です
購入記録情報の送信や税関確認情報の取得は、承認送受信事業者を通じて行います。
- ☒ リファンド方式専用の契約・設定が必要です
現行制度と契約内容が異なる場合があるため、早めに確認・切替を行きましょう。
- ☒ 返金方法の登録が必要です
旅行者に返金するためには、事前に返金方法を登録し、店頭で案内できる準備が必要です。

STEP 2

システムの確認



- ☐ 購入記録情報を電子で送信する準備はできていますか？
免税販売管理システムの改修・テストを確認しましょう。
- ☐ 電子化対応（システム改修）は完了していますか？
令和8年11月1日以降、電子化が必須となります。
- ☐ 税抜単価100万円以上の商品を販売していますか？
該当する場合、購入記録情報に追加項目の設定が必要です。

- ☒ 購入記録情報の送信は必須です
販売の都度、購入記録情報を国税庁のシステムへ送信する必要があります。
- ☒ 紙による販売記録は認められません
リファンド方式では、電子的な記録・送信が必須です。早めのシステム対応をお願いします。
- ☒ 追加で「商品情報詳細」の記録が必要です
税抜単価100万円以上の商品については、追加の情報設定が必要です。

STEP 3

店舗体制の確認



- ☐ 店頭での対応手順を整えていますか？
旅券の確認、Visit Japan Webの確認、返金方法の案内などの手順を確認しましょう。
- ☐ 店員への教育・周知は完了していますか？
制度や手続の変更点を店員全員が理解していることを確認しましょう。
- ☐ 社内の役割分担・体制を整えましたか？
返金処理や税関確認情報の管理など、社内の体制を確認しましょう。

- ☒ 旅行者への案内ミスを防ぎます
Visit Japan Webの利用案内や返金方法の説明は、返金可否に直結します。
- ☒ 正確な案内・対応が返金トラブルを防ぎます
制度変更点を理解し、正確に案内・対応できるよう、教育を実施しましょう。
- ☒ 返金・データ管理の責任者を明確に
税関確認情報の保存や返金処理の体制を整え、確実に運用できるようにしましょう。



早めの準備が、スムーズな制度開始のカギです。
ご不明な点は、まずはご利用の承認送受信事業者へご相談ください。

参考：国税庁ホームページ
リファンド方式に関するQ&Aや各種資料を掲載しています。



「誰に確認する?」「何を決める?」「店頭でどう対応する?」を整理し、実際の準備につなげましょう。

POINT ① 承認送受信事業者との確認・契約内容の検討 返金を誰が行うかを決め、そのうえで契約内容を確認します

1 まず確認!

契約中の承認送受信事業者に以下を確認してください。



- ☒ リファンド方式に対応しますか?
- ☒ 返金（リファンド）まで対応してもらえますか?

YES 対応する
→契約内容・手続を確認

NO 対応しない
→別の返金事業者への委託などを検討

2 契約内容で確認すべき主な事項

- ☒ 返金業務まで対応しているか
- ☒ 契約の変更・追加が必要か（条件・タイミング）
- ☒ 利用できる返金方法
- ☒ 返金方法の登録方法・タイミング
- ☒ 手数料・月額利用料などの費用
- ☒ 必要な機器やシステムの変更有無
- ☒ サポート体制・問い合わせ窓口

別の返金事業者委託する場合

返金事業者と免税店が直接契約する場合があります。契約内容（返金方法・手数料・精算方法・システム接続方法など）を確認し、必要な手続を進めましょう。
※免税店自らが直接返金を行うことも可能ですが、自社返金する場合は事前に『資金移動業』の登録や外為法等の法令対応を理解していることが必要です。（P4 参照）

POINT ② 店頭での対応手順での注意事項 店頭での対応方法を正しく理解し、旅行者に案内できるようにしましょう

- 1 **課税（税込）での販売** 従来のように店頭で税を引くのではなく、すべて税込価格で決済を行います。
- 2 **海外在住日本人の確認ルールの変更** 日本人一時帰国者の場合、証明書類としてマイナンバーカードが利用可能となります。本籍の記載確認が不要となり、有効期限内か、国外転出から帰国まで2年以上あるか、国外転出のままか（国内転居記載がないか）を確認します。
- 3 **梱包と商品区分の簡略化** 消耗品と一般物品を分けて登録する作業や、消耗品の特殊梱包、消耗品上限額の判定、事業用かどうかの判断がすべて**不要**になります。（※ただし出国時に持参できる数量に限りです）
- 4 **シリアル番号の入力** 単価 100 万円以上の商品については、購入記録情報送信時にシリアル番号等の詳細情報の入力が**必須**となります。
- 5 **返金方法の登録案内** 旅行者に対し、返金を受け取るための方法（クレジットカード情報等）の登録を促します。

店員からの声掛け例（カウンターでの案内にご活用ください）



返金を受け取るために、こちらで返金方法の登録をお願いします。

出国時は、手荷物を預ける前に税関で確認を受けてください。預けた後では確認ができず、返金されません。

税関の求めに応じて、購入した商品を提示していただく場合があります。

POINT ③ 店舗内の役割を決めて、スタッフに周知する 体制を整え、全員が正しく対応できるようにしましょう

● 誰が何を担当するかを決めましょう（例）

担当業務	担当者（例）
承認送受信事業者との連絡・契約	店長・本部担当 など
システム設定・動作確認	システム担当 など
店頭での免税販売・旅券確認	販売スタッフ
返金方法の案内・登録サポート	販売スタッフ
返金・精算の確認	経理・責任者 など
トラブル時の問い合わせ対応	店長・責任者 など

※あくまで一例です。店舗の規模・体制に合わせて決めてください。

● スタッフへの周知・教育のポイント

- ☒ 制度の変更点と店頭での対応手順を全員で共有する
- ☒ 返金方法の案内方法をロールプレイなどで確認する
- ☒ 税関確認が必要な理由を正しく理解する
- ☒ トラブルが起きた場合の問い合わせ先を周知する

店舗運用の最終チェック（新制度開始前に確認しましょう）

- ☒ 旅券確認から購入記録情報の送信まで操作できる
- ☒ 返金方法の登録を案内できる
- ☒ 旅行者に出国時の税関確認を説明できる
- ☒ トラブル時の連絡フローが明確になっている



新制度の内容や Q&A、様式・各種資料は、国税庁ホームページをご確認ください。

国税庁 リファンド方式



準備を具体的に進めましょう②！

購入記録情報を自店で送信する方法もあります。返金を誰が行うかによって、必要な準備を確認しましょう。

POINT ④ 購入記録情報を自店で送信する場合の準備

ケース

A

送信も返金も自店でやる場合

購入記録情報の送信及び返金業務の両方を免税店自身が行うケース



免税店



購入記録情報を送信



旅行者へ返金

準備・確認すること

- ☒ 購入記録情報の送信と税関確認情報の受信に必要なシステム、機器、クライアント証明書等を準備すること
- ☒ 返金方法・返金手順の決定
- ☒ 返金に必要な決済環境の整備
- ☒ 店舗内の担当者・運用体制の整備
- ☒ 関連法令への対応

免税店自身が購入記録情報を送信する場合

◎免税店自身が返金を行う場合は、返金方法等に応じて、資金決済法、犯収法、外為法等への対応が必要となる場合があります。

ケース

B

送信は自店、返金は返金事業者等に委託する場合

購入記録情報の送信は免税店自身が行い、返金業務のみを他の事業者へ委託するケース

免税店



購入記録情報を送信



返金事業者等

委託



旅行者へ返金

準備・確認すること

- ☒ 購入記録情報の送信と税関確認情報の受信に必要なシステム、機器、クライアント証明書等を準備すること
- ☒ 返金事業者等の選定
- ☒ 返金事業者等との契約内容の確認（返金方法・手数料・精算方法など）
- ☒ 返金方法の登録方法・利用可能な返金手段の確認
- ☒ システム間の連携方法の確認（必要な場合）

返金事業者等に委託する場合

◎委託先の法令対応状況や役割分担等を確認してください
◎契約条件や返金方法、システム連携方法を事前に確認してください。

旅行者にお伝えいただきたい大切なポイント

返金方法の登録



返金を受けるためには、返金方法の登録が必要です。登録のタイミングや方法は、利用する承認受信事業者等によって異なります。

購入日から 90 日以内に出国



購入日から 90 日以内に出国し、税関確認を受けてください。

手荷物を預ける前に 税関確認



手荷物の機内預けをする前に、必ず税関確認を行ってください。

必要に応じて商品を 提示



税関職員から求められた場合、購入した免税対象物品を提示してください。

税関確認を受けないと返金されません



税関確認を受けない場合、消費税相当額の返金を受けられません。

一部空港では Visit Japan Web で オンライン確認が 可能



所定の空港・条件を満たす場合、Visit Japan Web からオンラインで税関確認ができます。

※利用には事前の VJW 登録が必要です。



新制度の詳細や Q&A、各種資料は国税庁ホームページをご確認ください。

国税庁 リファンド方式

